平成２６年（フ）第１５号
栃木県真岡市並木町３丁目16番地１パークハイツ102、住民票上の住所栃木県真岡市飯貝2271番地32
債務者　小山　利和
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第１０９号
青森県八戸市大字湊町字ホロキ長根30番地５ユートピアⅥ203、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西６丁目９番地1735　サンライズカマヤ105号室
債務者　坂本　　修
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第５０６号
熊本県菊池市泗水町吉富1935、住民票上の住所熊本市西区池田１丁目14番75―1202号
債務者　田中　澄子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５９０号
熊本市西区上代８丁目16番11号　ラ・ロマネカーデン202号
債務者　松﨑須磨子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６０３号
熊本県上益城郡甲佐町大字岩下49番地　サービス付高齢者住宅　松樹苑、前住所熊本県下益城郡美里町土喰16番地
債務者　濵坂　隆子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１７８号
名古屋市天白区池場４丁目1701番地　市川ハイツ101号
債務者　中野由希代
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９２号
熊本市中央区国府４―９―20　グリーンハウスカトレア21号、住民票上の住所熊本市南区城南町阿高585番地
債務者　岩永　秀雄
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５８３号
熊本市中央区横手２丁目２番１号　レオパレス北岡公園前101、前住所熊本県菊池郡大津町大字大津1536番地８
債務者　中岡多恵子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７４号
福島市泉字早稲田６番地の８　泉シーズンＣ―107
債務者　芳賀　弘子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第７５号
福島市泉字早稲田６番地の８　泉シーズンＣ―107
債務者　谷口利江子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３１８号
茨城県ひたちなか市大字足崎1474番地331ウエストフィールドＢ102号
債務者　二瓶　克次
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３３９号
茨城県水戸市常磐町２丁目６番10号
債務者　佐藤　翔一
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３５４号
茨城県笠間市橋爪333番地１　クレストールカシワ101
債務者　大槻　光一
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３５５号
茨城県笠間市橋爪333番地１　クレストールカシワ101
債務者　大槻美智子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３５６号
茨城県笠間市中央１丁目７番10号　センターベルＢ102
債務者　大槻　一男
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３５７号
茨城県笠間市中央１丁目７番10号　センターベルＢ102
債務者　大槻みや子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所